

門川町建築物耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月

平成29年3月(改定)

令和8年3月(改定)

門川町

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の背景 2
- 2 門川町建築物耐震改修促進計画の位置付け 2

第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

- 1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況 3
- 2 耐震化の現状と目標設定 3

第3章 建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の促進を図るための施策

- 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針 6
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策 9
- 3 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備 10
- 4 地震時の総合的な安全対策を図るための取組 11
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定 12

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 1 地震被害想定結果等の周知 12
- 2 パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催 12
- 3 自治会等との連携 13

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体との連携 13
- 2 その他 13

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の重要性

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では、6,434人の尊い命が奪われました。

このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったと言われている。

また、東日本大震災（平成23年3月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）、能登半島地震（令和6年1月発生）など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

特に、南海トラフ巨大地震について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。

このため大規模地震発生に対する総合的かつ速やかな地震防災対策の推進が必要であり、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物の耐震化を図ることが特に重要とされている。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

国においては、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を改正し、建築物の耐震化について強力に促進していくこととした。

更に、平成25年には、建築物の耐震に対する安全性の向上を一層推進するため、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表などの規制強化と建築物の耐震化の円滑な促進のための措置を盛り込んだ法改正が行なわれた。

このような経緯を踏まえ、宮崎県は、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の一層の促進を図るため、平成28年3月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を全面改定し、その後、平成29年、令和4年に一部改定した。

2. 門川町建築物耐震改修促進計画の位置付け

耐震改修促進法第6条第1項において、「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されている。

これらの背景を受け、本町では、町の地域状況を踏まえたうえで、国の「基本方針」及び「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を勘案し、また、「門川町地域防災計画」を上位計画とし、「門川町建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）を改定する。

促進計画では、地震の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進していくことを最大の目的とする。

本計画の計画期間は、令和16年度までとする。

第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

宮崎県における過去の地震の発生状況をみると、日向灘沖を震源としたマグニチュード7クラスの地震がほぼ十数年から数十年に一度の割合で発生しているほか、えびの市、小林市付近でもマグニチュード6クラスの地震が発生している。また、東南海・南海地震の想定震源域では約100～150年の間隔で大規模な地震が発生しているとともに、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ全体を1つの領域として考え、科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ巨大地震が想定されている。

こうした過去の地震や地震環境を踏まえた宮崎県地域防災計画では、地震の規模及び被害を地震のケース毎に表2-1のように想定している。

表2-1 被害想定結果の概要

項目		県内全体				南海トラフ巨大地震	
		日向灘 南部地震	日向灘 北部地震	えびの・ 小林地震	東南海・ 南海地震	町内の想定 ケース①	町内の想定 ケース②
地震の規模	マグニチュード	7.6	7.6	6.5	8.6	9.1	
	最大震度	6強	6強	6強	6弱	7 ^①	
最大津波高さ		6m	6m	—	約6m	約12m	
人的被害 (死者数)	揺れによるもの	約990名	約1,700名	約110名	約20名	約1,000名	約990名
	津波によるもの			—	約670名		
建物被害 (全壊棟数)	揺れによるもの	約16,000 棟	約13,000 棟	約4,400棟	約700棟	約4,700棟	約3,500棟
	津波によるもの			—	約5,200棟		

出典：「宮崎県地域防災計画（令和7年3月）」より

想定ケース①：内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース

想定ケース②：宮崎県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース

2 耐震化の現状と目標設定

法第6条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（最終改正 令和7年7月17日告示第535号）」に則し、本町においては、住宅、多数の者が利用する建築物について各々の建築物の用途毎に耐震化の目標を定める。

(1) 住宅

令和5年の住宅・土地統計調査^②をもとに推計すると、表2-2のとおり、令和7年度末現在の町内の住宅総数は約7220戸である。国の耐震化率^③の推計方法に準じて算定すると、このうち約6080戸（84.2%）の住宅が耐震性を満たしているを見込まれる。一方、約1140戸（15.8%）の住宅が、必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

① **震度7の地震**： 立っていることができず、這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。（気象庁震度階級関連解説表より）

② **住宅・土地統計調査**： 我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

③ **耐震化率**： 耐震性を有する住宅・建築物数（昭和56年6月以降の建築物数＋昭和56年5月以前の建築物のうち耐震性を有する建築物数）が住宅・建築物総数に占める割合。

表2-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

(単位：戸)

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和56年5月 以前の住宅②		昭和56年6 月 以降の住 宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現 状 の 耐震化率 (%) 令和7年度末 ⑤/①	耐震化率の 目標 (%) (令和12年)
		うち耐震 性有③					
木造 戸建	5,510	1,550	540	3,960	4,500	81.6%	
共同 住宅等	1,710	280	150	1,430	1,580	92.3%	
合 計	7,220	1,830	690	5,390	6,080	84.2%	90%

※令和5年住宅・土地統計調査等のデータをもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した令和7年度末での推計値

※参考資料 令和6年における門川町の住宅の耐震化の現状 (単位：戸)

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和56年5月 以前の住宅②		昭和56年6 月 以降の住 宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現 状 の 耐震化率 (%) 令和6年 ⑤/①
		うち耐震 性有③				
木造 戸建	5,490	1,610	550	3,880	4,430	80.6%
共同 住宅等	1,580	280	170	1,300	1,470	93.0%
合 計	7,070	1,890	720	5,180	5,900	83.4%

(令和5年住宅・土地統計調査による)

国の基本方針では、住宅の耐震化率について令和12年までに概ね解消することを目標としている。

本町では地震による人的被害を半減させるため、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んできたが、令和7年度末現在で耐震化率が84%と目標に達していない。

そのため、引き続き耐震化に取り組む必要があり、補助金等を活用しながら住宅の耐震化率を5年後(令和12年度末)に90%とすることを目標とする。

(2) 多数の者が利用する建築物（町有施設）

法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は、表2-3のとおり100%である。

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物6棟のうち耐震診断実施済みのものは6棟で耐震診断実施率は100%である。

表2-3 多数の者が利用する建築物（町有施設）の耐震化の現状及び目標（単位：棟）（令和7年度末現在）

建築物の用途		建築物数 ① (②+③)	昭和56 年5月以 前の建 築物 ②	昭和56年 6月以降 の建 築物 ③	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率※ (7年度末) ④/① %	備考(施設名称) ※は昭和56年5月以前を示す。	
多数の者が利用する建築物（法14条1号）	災害時の拠点となる施設	10	1	9	10	100.00%	門川町役場庁舎 かどがわ温泉 心の杜 門川小学校特別教室棟※ 門川小学校教室棟 草川小学校管理・教室棟 五十鈴小学校特別教室棟 五十鈴小学校教室棟 門川中学校体育館 門川中学校教室棟 門川中学校管理・教室棟	
	不特定多数の者が利用する建築物	1	0	1	1	100.00%	門川町総合文化会館	
	特定多数の者が利用する建築物	町営住宅	8	5	3	8	100.00%	西ノ山団地 51、52 棟※ 平城団地 53、54、55 棟※ 栄ヶ丘団地 A・B、C、D 棟
		寄宿舍、下宿、事務所、工場等	0	0	0	0	0.00%	
計		19	6	13	19	100.00%		

(3) 重点的に耐震化を進める区域の設定

本町においては、重点的に耐震化を進める区域を、総合的な防災上の観点と、町内の耐震化の現況から、次のとおり設定する。

- ・**密集市街地**・・・密集市街地は、地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災が引き起こされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

このため、密集市街地における住宅及び建築物の不燃化・耐震化を重点的に促進する。本町では、尾末地区などの密集地区が該当する。

- ・**大きな揺れ、液状化が見込まれる地区**・・・「震度分布図・液状化危険度分布図」（県策定）で揺れや液状化による建物被害等の危険性が高いと見込まれる地区は、町全体の地震被害の最小化を目指す観点から重点的に耐震化を促進する。

(4) 階数2以上又は200㎡を超える建築物（町有施設）

多数の者が利用する建築物以外の町有施設についても、その用途、規模及び機能等により、耐震性を確保する必要性がある建築物について耐震化を促進する。

(5) 多数の者が利用する建築物（町有施設）の耐震性の公表

多数の者が利用する建築物（町有施設）については、前年度末における耐震性の結果を町のホームページなどに掲載し、建設課において閲覧に付する。

第3章 建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の促進を図るための施策

1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。そのため、町はこうした所有者等に対して耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、改修設計及び改修工事を行いやすいような情報の提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(1) 建物所有者の役割

建物所有者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。さらに、既存耐震不適格建築物^④の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 町の役割

町は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努め、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。

特に木造住宅については、命を守る耐震化を加速するために取組を強化する必要がある。

宮崎県は、支援制度の充実や、事業者の確保、補助制度が使いやすくなるための制度改善に係る情報提供などの環境整備に取り組んでおり、町は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム^⑤に基づき、ダイレクトメールや戸別訪問等による住宅所有者等への直接的な

④ **既存耐震不適格建築物**： 昭和56年5月31日以前に着工した建築物であり、耐震性が不十分な建築物のこと。

⑤ **住宅耐震化緊急促進アクションプログラム**： 国の住宅・建築物安全ストック形成事業の交付金交付要綱に定める住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業の要件とされる住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画。

働きかけや耐震診断の支援をした住宅所有者等に対する耐震改修の働きかけ等に積極的に取り組むとともに、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに定める取組の進捗状況を把握、検証、公表し、対策を積極的に進める。

また、対象者の多くが高齢者であり補助申請等が複雑であることが耐震化の進まない一因となっているため、利用者が使いやすい補助制度となるよう制度改善に取り組む必要がある。

所管行政庁である宮崎県は、建築物の所有者に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行っており、町も協力する。

なお、耐震改修促進法における規制対象となる建築物は表 3—1 のとおりである。

表3-1 耐震改修促進法における規制対象一覧（※義務付け対象は旧耐震建築物）

特定既存耐震不適格建築物の種類		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ1000㎡以上	2階以上かつ1500㎡以上	2階以上かつ3000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1階以上かつ1000㎡以上	1階以上かつ2000㎡以上	1階以上かつ5000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
病院、診療所		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
集会場、公会堂		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
展示場		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ1000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
ホテル、旅館		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		3階以上かつ1000㎡以上		
事務所		3階以上かつ1000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ1000㎡以上	2階以上かつ2000㎡以上	2階以上かつ5000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		2階以上かつ1000㎡以上	2階以上かつ2000㎡以上	2階以上かつ5000㎡以上
幼稚園、保育所		2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ750㎡以上	2階以上かつ1500㎡以上
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
遊技場		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
公衆浴場		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等に類するもの		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）		3階以上かつ1000㎡以上		
車両の停車場又は船舶、航空機の発着場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で規定するもの	500㎡以上	1階以上かつ5000㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

町は、建築物の所有者に対し耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、その耐震化への取り組みをできる限り支援する観点から、耐震診断（表3-2）、改修設計及び改修工事（表3-3）等の補助制度の運用と、国の支援制度等の周知を図り、建築物の耐震化を促進する。

表3-2 耐震診断事業の概要（令和8年3月現在）

事業名	門川町木造住宅耐震診断事業
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象住宅の所有者が門川町在住であること ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成している住宅であること ・階数が2階以下で在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的工法の戸建木造住宅であること ・住宅を主たる用途とするもの(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する床面積の部分が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む)
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅1棟につき耐震診断に必要な費用136,000円のうち、6,000円を自己負担 ※自己負担額については、「一般財団法人 宮崎県建築住宅センター」の助成を受けることが可能

表3-3 改修設計及び改修工事等の補助制度の概要（令和8年3月現在）

事業名	門川町木造住宅等耐震改修事業
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に存するもの ・賃貸借住宅ではないもの ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの ※原則として耐震性向上に有効な工事以外の改修や増築に係る工事は補助対象外
費用	<p><耐震改修工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅1棟につき、補助対象経費の8/10以内かつ150万円（段階的耐震改修工事の補助を受けたものは60万円）を限度とする（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする） ※耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅、若しくは段階的耐震改修工事を行い上部構造評点が0.7未満から0.7以上1.0未満になった木造住宅が対象 <p><段階的耐震改修工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅1棟につき、補助対象経費の8/10以内かつ90万円を限度とする（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする） ※耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と判定された木造住宅が対象

3 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断、改修設計及び改修工事が行えるよう情報提供等を含めた環境整備に努める。

(1) 専門技術者の養成・紹介体制の充実

県は、県民が耐震診断、改修設計及び改修工事を依頼する際に安心して相談ができる専門技術者の確保を図るため、建築士を対象とした講習会を毎年開催し、「宮崎県木造住宅等耐震化支援事業」を行う専門技術者「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録するとともに、県及び町の窓口はその名簿を配架し、誰でも気軽に相談できる耐震診断士として住民へ情報提供を行う。

また、耐震改修工事に取り組む事業者が不足するために、依頼先が分からず工事を諦める事例があることから、県は町と連携して事業者の確保とその情報提供に取り組む。

(2) 相談窓口の設置・活用による相談体制等の充実

県及び町は、建築物の所有者等から耐震診断、改修設計及び改修工事に関する問い合わせ等に対応するため、県（建築住宅課、西臼杵支庁及び各土木事務所）及び町の耐震関係担当課に設置している相談窓口の活用を図り、積極的に情報提供を行う。また、住民の多様な相談内容に的確に対応できるよう、（一社）宮崎県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携し、相談体制や情報提供の充実を図る。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の促進

若年世帯の住み替えや二世帯同居などを契機として行われる住宅設備や省エネのリフォームの機会を捉えて耐震改修工事を行うことは、費用面のメリットもあり合理的であることから、相談窓口での促進をはじめ、県や建築関連団体と連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

また、現在インターネット上で多様な機関から、住宅に関する様々な情報提供が行われているが、「住まいの情報発信局」は、住宅関係団体や、公的機関の幅広い参加により運営される住宅に関するポータルサイトで、中立性、信頼性が高く、より役に立つ住宅情報を提供することを目指して開設されていることから、積極的に利用をPRしていく。

なお、提供されている情報は次のとおりである。

ア 新築やリフォームの設計や工事などの事業者

イ 住宅に関する中立的な相談窓口やその相談事例など

・住まいの情報発信局

<https://www.sumai-info.jp/>

4 地震時の総合的な安全対策を図るための取組

(1) 建築物等における被害の防止対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラスや屋根瓦の落下防止、大規模空間を持つ建築物の天井等非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーターの閉じ込め防止等の対策や、よう壁、がけ地等の災害対策などの必要性が指摘されているところである。

特にブロック塀については、大阪府北部を震源とする地震において倒壊による被害が発生したことを受けて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。)」が施行され、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられている。

そのため、宮崎県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導等を強化していく。

また、地盤の液状化による建築物への被害も想定されていることから、建築物の新築時等に地盤改良や基礎強化等の液状化対策について指導・助言を行っていく。

町は、スクールゾーンや避難路沿道等の耐震性が不十分なブロック塀について、塀の所有者等に対して、除却や安全な塀への建て替えなどを働きかける。

また、地震災害時に災害応急対策業務等を円滑に行えるよう、自らの所有する公共建築物において、平常時から外壁、天井や照明、展示物等の落下防止措置及び書棚やロッカー、電気製品等の転倒・落下防止措置を講じる。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定^⑥が必要となった場合、町は県と協力し判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士^⑦の派遣要請や判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に取り組む。

「被災建築物応急危険度判定制度」については、阪神・淡路大震災により、その重要性が認識され、宮崎県においても、1,000名の登録を目標として「宮崎県被災建築物応急危険度判定士」の養成に取り組む。

また、判定士の能力向上と安定的な養成・確保を図るため、年に4回の講習会及び実際の建築物を対象に判定する模擬判定訓練を実施するとともに、本県が被災したことを想定し、実施本部等の立ち上げから判定士の要請・受け入れに至るまでの一連の流れをシミュレートする研修会を実施することにより、円滑な登録の更新やこの制度の機能維持に努める。

さらに、通信が途絶された場合でもスムーズに判定業務を遂行できるよう、応急危険度判定の体制について整備を進める。

^⑥ **被災建築物応急危険度判定** : 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示等を行うこと。

^⑦ **応急危険度判定士** : 被災建築物応急危険度判定に従事する者として、知事が定める者。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県は、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の効果的な輸送のため、第一次・第二次緊急輸送道路を宮崎県地域防災計画に位置づけている。これらの道路について、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める道路として、法第5条第3項第3号に基づき指定する。（表3-4）

所管行政庁及び町は、当該する建築物所有者に対し周知を行い、当該建築物の耐震化の促進に努める。

表 3-4 法第5条第3項第3号に基づく道路の指定（令和8年3月現在）

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路（宮崎県指定）	
第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路
○一般国道10号 ○一般国道388号※ ○東九州自動車道 ○町道小園大池線	○一般国道388号※

※第1次・第2次混合

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

町は、耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組む。

1 地震被害想定結果等の周知

建築物の所有者等自らが耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事を実施していくためには、地震防災対策が自らの問題、地域の問題として意識していることが必要であり、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。県では、地震被害想定結果等をホームページで公表しており、これらの情報を広く県民に周知する。町においてもこれを活用したハザードマップ等を作成・配布し、地震に関するそれぞれの地域の危険度について周知を図る。

・県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定(令和2年)

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00172.html>

2 パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催

既存建築物の耐震性の向上を図るため、広報・ホームページ等の活用やパンフレットの作成・配布、出前講座、講習会等の開催を通じて、町民や建築物所有者等に対する普及・啓発に努めてきたところであり、今後も県及び建築関連団体と連携するとともに、新聞等のマスメディアやSNS等を活用して各種助成制度、融資制度を始めとする耐震化等に関する情報提供並びに耐震化の必要性・重要性について啓発を行う。

特に、木造住宅については、耐震化が必要な住宅の所有者の多くが高齢者であり、ダイレクトメールや戸別訪問といった直接的な働きかけが効果的であるため、県や建築関係団体等と連携し、これらの取組を加速化する。

また、耐震改修工事に当たっては、浴室や台所等のリフォームを含まない最小限の工事費を提案することが所有者等の信頼を得ることにつながるため、講習会等においては設計事務所や工務店にこのような取組を周知する。

3 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自助」・「共助」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから、町が、自治会や町内に34ある自主防災組織と連携して実施する地震時の危険箇所の点検や、地域における地震防災対策の啓発・普及等の取り組みを支援する。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

建築物の耐震化を促進するためには、(一社)宮崎県建築士会日向支部、(一社)宮崎県建築士事務所協会日向支部をはじめとした建築関係団体や宮崎県建築連絡協議会、宮崎県住生活協議会等と協働して、町民への働きかけや町の相談業務の補完などを実施するとともに、町レベルでの組織化を促進することが重要であり、今後とも、こうした建築団体等と更なる連携を図り、所有者に対する啓発等を行っていく。

2 その他

本計画は、原則5年ごとに検証し、必要に応じて内容を見直すものとする。